

立法府機能強化に向けた提言

— AI・デジタル技術を活用した国会改革について—

2026年7月7日
AIと民主主義に関する超党派勉強会

我が国を取り巻く環境は、国際情勢の急激な変化、気候変動・エネルギー問題、人口減少・少子高齢化、経済成長力の低下など、かつてなく複雑かつ多様になっている。こうした時代においては、行政のみならず、立法府においても政策立案や行政監視の機能を一層強化し、変化する社会課題に迅速かつ的確に対応していくことが求められている。また、人口減少が進む我が国では、国会が行政や民間にデジタル化・AI活用による生産性向上を求めてきた以上、立法府自らも率先して、その生産性を向上させなければならない。

しかしながら、現在の国会では、膨大な紙資料の印刷・配付、電話やFAXに依存した情報共有など、非効率な業務慣行が依然として残っている。現場のヒアリングでも、紙文化やITリテラシーの格差に起因する非効率な作業が、大きな負担を与えている実態が明らかとなった。立法府がその機能を向上させるためには、議員、衆参事務局及び行政機関が連携して、限られた人的資源を本来の政策形成や審議に振り向けられる環境を整備することが不可欠である。

諸外国や地方議会に目を向けると、2019年時点の調査では、OECD加盟国の大多数が既に本会議・委員会の双方でPC・タブレット利用を進めている。また、地方議会では、クラウド型情報共有システムによって質問通告書や会議資料を各議員が閲覧できるようにしているケースや感染症に罹患した議員がオンラインで本会議の一般質問を行えるよう会議規則を改正したケースなど、国会に先行してDXを進めている例も多い。国会と地方議会とでは、憲法解釈を含む法制度上の違いがあるものの、国会が地方議会に学ぶべきことも多いと言える。

以上の現状と課題を踏まえ、国会の業務効率化およびデジタル化は喫緊の課題であると判断し、本勉強会では精力的に議論を重ねてきた。そして、得られた成果を提言にまとめ、ここに提出する。AI・デジタル技術を活用することにより、立法府の政策立案機能及び行政監視機能を強化し、国会業務の生産性を向上させ、限られた人的資源をより付加価値の高い政策立案・審議へ振り向けるため、以下の6項目を柱としている。

1. AI フレンドリーな環境整備による衆参事務局の立法支援力強化
2. デジタルアーカイブの強化と紙の削減による業務負担の軽減
3. PC・タブレット利用による審議の充実とアクセシビリティ向上
4. リモート出席による民主的代表的機能の確保と議会の多様性向上
5. モニター導入による審議内容の視覚的共有
6. その他の関連業務のデジタル化・AI 活用とそのための環境整備

なお、本提言は、AI・デジタル技術を活用した立法府機能強化の第一歩として位置付けるものであり、各項目末尾の【 】は実現に必要と見込まれる主な措置を示す。今後、さらなる提言も提出していく考えであることを付言する。

(1) AIフレンドリーな環境整備による衆参事務局の立法支援力強化

法制局・調査局を始めとする衆参事務局にAIを導入し、立法支援・調査機能の高度化と業務効率の向上を図ることで、議員がより本質的な立法活動・政策議論に注力できる環境を整える。具体的には以下の各項目について段階的な推進を目指す。

- 1.1. 調査局での調査業務（各種資料の要約や法律案等参考資料の作成等）や、法制局での法制執務（法律案の平仄チェック、要綱の作成、想定問答の作成等）の他、内部会議の議事録作成等の業務に積極的にAIを活用する
- 1.2. 政府が「ガバメントAI」の整備の一環として開発している生成AI利用環境「源内」を衆参事務局職員や国会議員も利用できるように整備するか、又は立法府として別途独自のAIシステムを整備する【デジタル庁との調整、予算措置】
- 1.3. 生成AIサービスの利用者が国会の正しい情報にアクセスしやすくするために、衆議院・参議院のウェブページのAI可読性を高める。現状、衆議院サイトは文字コードに国際標準のUnicodeではなくShift_JISを用いているほか、職員がHTMLを直接編集する旧来型の運用となっており、AIによる自動的な取得・解析に適していない。今後のサイト更改にあわせて、Shift_JISを廃止して文字コードを国際標準に統一し、AIが参照しやすいサイト構造への刷新を進める。また、参議院インターネット審議中継は各会議に個別のURLが付与されておらず、操作性・検索性に課題があるため、あわせて改善を進める【予算措置】

AI活用には、機密情報の取り扱い、生成結果の正確性、政治的中立性などへの配慮が不可欠である。そこで、生成結果は人が最終確認するなどのガイドラインの整備や安全性を確保した環境での運用を原則とし、ログ管理や利用者・教育者教育を含むガバナンス体制を構築する。

(2) デジタルアーカイブの強化と紙の削減による業務負担の軽減

国会運営を「デジタル前提」へ転換し、議事録・配付資料・審議資料等を体系的にデジタル保存・公開することで、国民が過去の審議を容易に参照できる環境を整え、議員側も過去の議論を踏まえた審議をより行いやすくする。あわせて、FAX依存と紙資料配付の削減により、印刷・運搬・保管コストと事務負担の軽減も図る。具体的には以下の各項目について段階的な実現を目指す。

- 2.1. 衆参事務局が議員に配付する資料（衆議院公報、参議院公報、議案類等）の配付はメールや国会イントラネットによるオンライン配付を基本とし、希望する議員事務所にのみ書類も配付するものとする【規則改正】
- 2.2. 政府が議員に配付する法案資料等の配付は、メール（メーリングリストによる一斉送信等）や国会イントラネットによるオンライン配付を基本とし、希望する議員事務所にのみ書類も配付するものとする
- 2.3. その他の共有資料についても、FAXの利用を削減し、メールや国会イントラネットを標準的な連絡手段とする
- 2.4. 各議員が配付する審議資料は後述するPCやタブレット、モニターでの閲覧とし、希望者のみ紙での配付とする。また審議資料のオンライン公開を進め、国民のアクセス性と透明性の向上を図る【予算措置】
- 2.5. 各議員事務所に付与されているアドレスを用いて、衆参事務局や議員同士が全議員に一括で議連や勉強会の案内を流せるメーリングリストの整備を行う【予算措置】
- 2.6. 議員が衆参事務局に提出する海外渡航届や委員会の撮影申請等について、紙による提出や個別の連絡を前提とした運用、押印の必要性等を見直し、オンラインでの提出と委員長によるスムーズな確認の両立を可能とする【予算措置】

紙資料を必要とする議員や傍聴者への配慮として、希望者への限定的な紙配付を継続するなど、包摂的な設計が不可欠である。また、機密情報を含む資料の電子化に伴うセキュリティ基準の整理、議員・職員間のITリテラシー格差への対応、各省庁の文書共有基盤や国会イントラネットとの連携などは、運用面の課題を踏まえて適切に検討する。

(3) PC・タブレット利用による審議の充実とアクセシビリティ向上

審議の充実のため、本会議・委員会の双方においてPC・タブレットの持ち込みと通信機能の利用を原則認めるものとする。また、字幕を必要とする議員・関係者へのアクセシビリティを高める必要性や、2019年時点でOECD加盟53議会のうち40議会が本会議・委員会双方で端末利用を認めているという国際標準も踏まえ、以下の各項目について段階的な実現を目指す。

- 3.1. 本会議において、議員、国務大臣、政府職員、国会職員の、PC・タブレットの持ち込みと通信機能の利用を認める【申合せ】
- 3.2. 委員会において、質疑者・答弁者の通信機能の利用を認める【申合せ】
- 3.3. 各議員が配付する資料は、持ち込んだPCやタブレット、後述するモニターでの閲覧を原則とし、希望者のみ紙での配付とする【予算措置】
- 3.4. これらを実現するために、議場および委員会室において、端末利用に支障のない安定したWi-Fi等の通信環境を整備する【予算措置】

議場の品位保持や私的利用の禁止といった規律は引き続き維持する必要がある、端末利用時は「音を出さない」「画面を読み上げ続けられない」など、英国下院を参考とした明確なルール設計が求められる。デジタル端末の利用が難しい参加者への紙資料提供など、包摂的な配慮も行う。端末の利用については、ガイドラインを策定するなど、セキュリティに十分留意する。

(4) リモート出席による民主的代表的機能の確保と議会の多様性向上

本会議・委員会双方において、対面参加を原則としつつ、明確な要件の下で議員のリモート出席を制度化する。出産・育児・介護・疾病・障害等により登院が困難な議員でも審議・採決に参加できる仕組みを整えることで、有権者の声を国会に届け、議会の多様性向上につなげる。衆議院憲法審査会は令和4年3月、緊急事態等には憲法第56条第1項の「出席」に例外的にオンラインによる出席も含まれ得るとする解釈を取りまとめている。また、英国、ドイツ、カナダ、スペイン等の諸外国では本会議・委員会へのオンライン参加や表決が導入され、国内の地方議会でも、委員会のオンライン出席・表決や本会議での一般質問のオンライン実施が制度化されつつある。こうした状況を踏まえ、以下の実現を目指して、現状調査に早急に着手する。

- 4.1. 本会議・委員会双方において、対面参加を原則としつつ、出産・育児・介護・疾病・障害・感染症対応、国際会議への出席など合理的な理由がある場合に限り、議員がオンライン参加を例外的に認められるよう議論を進める
- 4.2. 限定的な条件の下、本会議・委員会における議員の表決へのオンライン参加も可能とするよう議論を進める
- 4.3. 委員会において、国務大臣が海外出張等により物理的に出席できない場合でも、国益や行政の継続性を損なわないよう一定条件下でのオンライン答弁を認める【憲法・国会法上の整理】
- 4.4. 委員会における参考人・有識者のオンライン出席をより一般的な選択肢として位置づけ、遠隔地在住者や被災地関係者など多様な当事者の声を国会審議に反映させる【申合せ】

リモート出席の常態化を避けるため、対象範囲と要件の明確化が不可欠であり、本人確認方法、第三者による介入の排除を含め議事の実在性・公正性を担保する運用ルール、通信途絶時の対応手順やセキュリティ基準の整備を進める。また、対面参加がもたらす議場の臨場感や一体感とのバランスをどう維持するかについても、慎重に検討を行うものとする。

(5) モニター導入による審議内容の視覚的共有

本会議・委員会においてモニターを計画的に導入し、資料提示を配付資料や紙パネルからデジタル表示へ転換することで、審議内容の視覚的共有による正確性の向上と国民への情報透明化を図るとともに、印刷・運搬・保管コストや職員負担の軽減を実現する。韓国国会が2005年から本会議場に議席モニターや大型スクリーンを整備してきた事例や、フランス下院での活用実績を参照し、以下の各項目について段階的な実現を目指す。

- 5.1. 大型スクリーンや壁面ディスプレイを整備し、文字・図表など多様な形式の資料を共有できる環境を構築する。議員と政府側が同一画面を確認しながら質疑・答弁を行うことを可能とし、議論の正確性と生産性を高める
【予算措置】
- 5.2. 大型スクリーンや壁面ディスプレイを活用することで海外要人の議場でのオンライン演説の円滑な受け入れを可能とする【予算措置】
- 5.3. 現在は紙の手渡しによって行われている質問時間等の進行管理を、モニター表示による共有に変更する
- 5.4. 採決の透明性向上と迅速化のため、各議席に小型のモニターを設置し、文字・図表など多様な形式の資料を共有できるようにするとともに、モニターを用いた押しボタン式投票システムを構築することについても検討する【予算措置】

こうした見直しは議場の景観や品位との調和も必要であり、まずは、操作権限や不適切表示を防ぐ運用ルールの明確化、導入・維持コストと現行方式との費用対効果の検証から開始するものとする。また、視認性への配慮や、デジタル環境の利用が難しい参加者への紙資料併用など、包摂的な設計を前提とする。

(6) その他の関連業務のデジタル化・AI活用とそのための環境整備

以下についても、検討を行うものとする。

- 6.1. 議員会館・議員宿舍会議室のオンライン対応強化：議員会館・議員宿舍の会議室におけるオンライン会議環境を改善するため、Wi-Fiの安定化やモニターの追加設置を進め、遠隔参加を含む円滑な議論を可能とする【予算措置】
- 6.2. 国家公務員の入館手続き簡略化：国家公務員が議員会館に入館する際、システムの省庁の入館証を利用することができるが、管理規則により公務員記章がない場合は受付が必要とされているため、議員会館の1階受付を経由することがあり、手間が生じている。省庁の入館証（マイナンバーカード）の活用や事前登録の導入により、手続きを簡素化することが望ましい【予算措置、会館規則の見直し】
- 6.3. 同姓同名議員の区別：国会会議録では同姓同名議員の発言を区別しにくい。議員IDや選挙区・所属の明示などにより、発言者を正確に特定できる仕組みを整備する。
- 6.4. 質問通告手続きのシステム化：質問通告について、委員部を経由したりレー方式から、電子的な一元管理システムへの移行を検討する。委員部の関与が果たしている事故防止・委員会運営準備の機能を維持しつつ、通告内容・時刻の記録を電子化し、透明性の向上と事務負担の軽減を図る【政府との調整、規則改正】
- 6.5. 電子請願の法制化：現在は紙の書面でなければ請願として国会で受理されないが、マイナ認証付き電子署名を活用し、本人のものである信頼性を確保したうえで電子請願を法制化する【法改正】
- 6.6. 衆参ウェブサイトの利便性向上：衆議院・参議院の公式サイト及びインターネット審議中継について、国民が必要な情報に容易にたどり着けるよう、検索性・スマートフォン対応・視認性・アクセシビリティの観点から改善する。特にインターネット審議中継については、会議・発言者ごとの個別URLの付与や、会議録・議案情報との相互リンクにより、審議情報へのアクセス性を高める【予算措置】

おわりに

国会は日本の未来を決める立法府であることから、国会の業務効率化は単なる「働き方」の問題ではなく、税金の使い方を改善し、政策の質を高め、政策決定プロセスを透明化し、議会の信頼を回復することにつながる重要なテーマである。

DXの遅れが国家全体の問題として指摘される中、立法府が積極的に範を示すことは重要なのではないかと。諸外国では20年前から議会へのデジタル導入を本格化しており、日本国内の地方議会においても、既にタブレット端末の導入やペーパーレス化を進めている自治体も多い。国会は海外や地方議会の先進事例に学びつつ、立法府として率先してデジタル化を推進すべきである。

なお、こうしたデジタル化の前提として、セキュリティの確保は常に最優先で取り組むべき課題である。本提言の各施策の実施にあたっては、衆参事務局において実態に即したセキュリティ対策を講じ、セキュリティとデジタル化を両輪として推進することが望ましい。

本勉強会としては引き続き国会改革の必要性を訴え、関係機関との連携のもと、実効性ある改革を推進していく。

以上。

2026年7月7日

AIと民主主義に関する超党派勉強会 役員体制

(敬称略)

代 表	:	安野貴博 (みら)	平将明 (自民)
副代表	:	阿部司 (維新)	古川元久 (国民)
幹事長	:	平林晃 (中道)	
幹 事	:	川崎秀人 (自民) 司隆史 (公明)	郡山りょう (立憲)
事務局長	:	塩崎彰久 (自民)	
事務局長代行	:	須田英太郎 (みら)	

以上

2026年7月7日

AIと民主主義に関する超党派勉強会 参加議員一覧

(敬称略)

自由民主党：平将明、塩崎彰久、川崎秀人

日本維新の会：阿部司、佐々木理江、新実彰平

国民民主党：古川元久、臼木秀剛、奥村祥大

中道改革連合：平林晃、河西宏一、落合貴之

立憲民主党：郡山りょう、柴慎一

公明党：司隆史

チームみらい：安野貴博、峰島侑也、須田英太郎

AIと民主主義に関する超党派勉強会 設立趣意書

趣意

生成AIをはじめとする人工知能技術の進展は、政治・経済・社会のあらゆる領域に大きな変化をもたらしている。AIは政策形成や行政運営、国民との対話など、民主主義のプロセスそのものを支える可能性を持つ一方で、誤情報・偽情報の拡散、選挙や世論形成への介入、フィルターバブルや認知戦など、民主主義の根幹を揺るがしかねない課題も同時に生み出している。

こうした状況の中で、政治がAI技術の進化に対して受け身であってはならない。AIの倫理的・社会的な利用をめぐる国際的な議論が進むいま、日本の立法府としても主体的に方向性を示し、テクノロジーの力を民主主義の深化と国民参加の拡大へと結びつけていくことが求められている。

そのためには、党派を超えて知見を共有し、政治・行政・技術・市民がともに学び合う場を設けることが不可欠である。この理念のもと、私たちは「AIと民主主義に関する超党派勉強会」を設立する。

具体的な議論論点の例

- 立法府のDX / AIXをどう進めるべきか
 - 国会運営におけるDXで何をどう進めてゆくべきか
 - 永田町のAI / ITリテラシーをどう高めてゆくべきか
- AIの進化を政治家は政治活動にどう使うべきか
 - AI世論調査 / AIアバター政治家 / デジタル民主主義等
- 認知戦に関する対策をどうすべきか
 - SNS選挙介入 / パブリックコメント大量投稿問題 / フィルターバブルを起こす推薦アルゴリズム / 偽情報 / ディープフェイク等

活動方針

- 有識者・技術者・海外政府関係者を招いた勉強会・対話会の開催（各党から1〜3名ずつ程度の参加者を想定）
- 年内に、国会運営の改善策について議院運営委員会・衆参両議長に提案
- 必要に応じた法案提出
- 世界の技術者（政治家も含む）との交流
- 各政党や各議員の政治活動へのAI・テクノロジーの活用